

会議録

1 会議名	令和 6 年度第 3 回長崎市入札監視委員会
2 日時	令和 6 年 11 月 12 日(火曜日) 9 時 30 分～
3 場所	市庁舎 5 階 第 1 委員会室
4 議題	(1) 抽出事案について (2) 指名停止について
5 審議結果	1 抽出事案について (1) 端島炭鉱跡護岸施設補強工事(その 3) 【委員】 どういう場合にJVで発注するのか。 【事務局】 大規模かつ技術的難易度が高い工事で、長崎市では土木・設備工事では 3 億円以上 6 億円未満が 2 者、6 億円以上は 3 者、建築工事では 4 億円以上 8 億円未満が 2 者、8 億円以上が 3 者と決まっている。 また、令和 5 年度の JV 工事について、8 件の入札があったが、JV だからと言って高落札率になるのではなく、通常の工事と同様に、その工事の性質等によって、落札率が変わってくるものと考えている。 【委員】 結果的に 1 者だけの入札になった理由について知りたいが、その 1、その 2 の工事ではどうだったか。 【事務局】 昨年度は、他の港湾工事の関係から、消波ブロック施工ヤードが 3 か月ほどしか借りられないことから、その 1・その 2 の 2 件に分けて工期の短縮を図って発注した。 また、その 1、その 2 とも参加申請は 9 者あったが、その 1 は加藤産業が、その 2 は 1 者の入札で FACTORY が落札した。 【委員】 その 1、その 2 は同時期に発注か？ 【事務局】 ほぼ同じ時期に発注した。 【委員】 その 1 では、加藤産業と FACTORY が入札参加して、加藤産業が落札し、その 2 では他は参加しないだろうということから、端数だけをきって FACTORY が入札し、結果 99.85%で落札して、その 3 になると、2 者 JV なので、加藤産業と FACTORY が組んで、他は参加しないだろうという事から、予定価格 100%で入札し、落札したとも見える。 競争が働いていないような気がする。この手の工事で他の会社が参加する可能性はなかったか。 【事務局】 端島の工事では波が厳しい状況の中で施工することから、業者へのヒアリングでは、赤字のリスクが

高く、率先して取りに行く工事ではないと聞いている。

他にできる業者がいるかという事については、発注前に港湾工事業者の組合である長崎県港湾漁港建設業協会にヒアリングを行い、施工できる業者は問題なくいるという状況であった。そういう状況から、発注にあたって施工できる業者は十分いるものとして発注した。

【委員】

今回その 1、その 2、その 3 について、もうちょっと発注のやり方があったのではないかなという気がした。

【委員】

落札者が予定価格での入札をしている理由と、他の応札者が入札辞退や入札に不参加をしている理由についてはどうか。

【事務局】

今回落札した共同企業体は、現場が波の影響を大きく受け、天候に左右されるため、施工計画通りに現場が進まないリスクが大きいことから、予定価格で入札したとの事である。

残りの 3 者のうち、1 者は構成員の 1 つが指名停止になったことから、参加できなかった。また、残り 2 者は、落札業者と同じく、現場の海洋条件が厳しく赤字になるリスクも高く、札を入れなかったとの事である。

【委員】

JV をつくる時は、どういう情報はやり取りしていい、あるいは価格についてはダメというのはあるのか。

【事務局】

明確に決まっていないが、当然ではあるが談合につながるようなやり取りは禁止されている。

【委員】

また、その 4 以降の工事もあるのか。

【事務局】

毎年度予算を確保する予定である。

【委員】

現場が天候等により、不可抗力で工事ができない状況に対し、金額の変更はできないのか。

【事務局】

今の工事の積算基準等の中では、工事量の増工や減工で金額が変更となるが、天候による工期延長での金額の変更はない。

【委員】

いろいろな機材の確保や人の確保について、工期延長分は見ないとおかしくないか。

【事務局】

資材や機器のリース料等については、工期が延長した分は最低限変更の対象にしている。

【委員】

施工のリスクが高いのであれば、そのリスクに見合ったものがないと、取ってもらえなくなる。

国の方にそのような声を、言い続けていかないと、制度が変わらない。そのあたり、何か考えて頂きたい。

【委員】

その 3 の工期は 10 か月強であったが、その 1、その 2 はもう少し短期間であったのか。

【事務局】

その 1、その 2 は資材を作る工期は短縮させて頂いたが、海に出た工事は、その 3 と同様な工期となっている。

【委員】

強風が吹いたり、波が高かったりして、仮設材が壊れたことはあるか？

【事務局】

今のところないが、今後そのような可能性は高い。自然現象による不可抗力であり、設計変更について、業者と協議していく。

【委員】

説明書で開札日から 1 か月以内に 1 億 5 千万円以上の落札があるためとあるが、そういう決まりか。また業者が気づかなかった理由は、システムに組み込まれているか。

【事務局】

受注機会を確保するため、この制度を設けている。また、業者は 1 億 5 千万円以上の工事落札が決まる前に、当該工事に入札参加申請を行ったものである。また、システム上では入札参加のリストより、チェックを行い、入札参加できない理由を記載して、メールで業者にお知らせしている。

【委員】

無資格理由の条件は他にもあるか。

【事務局】

他に、災害や緊急な工事を除き年 6 回の落札制限がある。

(2) 三原(8)地区急傾斜地崩壊対策工事

【委員】

入札参加承認者は 14 社、入札参加者は 1 社となっている理由は。

また令和 5 年度の急傾斜崩壊対策工事を 4 件程見たが、入札不参加や辞退が多い。この工事は難しいのか。

【事務局】

入札については、入札参加承認者 14 者のうち 2 者が入札し、うち 1 者が同日落札で、残りの 1 者が落札した。

現場については、当事業は民家への災害を防ぐ目的から、工事個所が民家に隣接し、隙間もないようなところが多い。

そのため、人力の工事となる事と、予算の関係上、部分的な小規模な発注を行っている事に起因していると考えられる。

業者へヒアリングしたが、下請け業者が見つからない事や現場の上下に民家があり、施工条件が厳しい事、工事規模が小さいとの事で不参加の理由であった。

【委員】

令和 5 年度も規模が小さいのか。

【事務局】

今回の工事と同じ規模である。

【委員】

今回のそこだけの工事で終わりか。それともそこから増やしていくのか。

【事務局】

全体は 85mのうち、今回は 9.8mを対策し、残りも順番に施工する。

【委員】

危ない住宅地に隣接する斜面は、長崎市至る所にある。その抽出基準は。

【事務局】

施工する条件として、崖の高さや傾斜度、民家への影響の戸数等がある。

【委員】

何年で当箇所の整備効果が表れるか。部分整備しても、崩れる時は整備した箇所も含め引っ張られて崩れるのではないか。他の箇所でも同じような事をやっているのであれば、一つの箇所に集中して効果が早めに出るようにした方がいいのではないか。

【事務局】

予算の関係もあるが、業者が受注しやすい事やスケールメリットも考えて、今後対応していく。

【事務局】

県費補助の 1 箇所あたりの規定が 2000 万までとなっている。そこは今後県と協議していく。

(3) 市道星取川上町 1 号線道路舗装工事

【委員】

ランダム係数が高く出たため、最高額の入札のみが有効な入札となってしまった。現在の最低制限価格率を決める方法は、どのような議論を経て決まったのか。例えば国からの指導であったり、委員会などで議論を経た。シンクタンクに制度設計してもらった。経済学(ゲーム理論)的な根拠など。

【事務局】

在の入札契約制度になった経緯について、改めて説明させて頂くと

・長崎市では過去に最低制限価格の漏洩による入札妨害事件があり、その後再発防止を検討し、試行錯誤を繰り返し、現在の入札制度となった。

・長崎市では不正な働きかけを防止する目的から、予定価格を事前公表し、その結果最低制限価格率変動することが必要で、その対応としてランダム係数を採用している。

・予定価格の事前公表を導入した平成 12 年当時は、最低制限価格は中央公契連モデルを採用したが、最低制限価格に入札が集中し、同額入札によるくじが続出した。そのため見直しを行った。

・平成 14 年には最低制限価格を入札参加者のくじによる決定する方式としたが、最低制限価格未滿による失格者が多く出たため、平成 18 年見直しを行った。

・平成 18 年からは、入札者の最低制限価格率の範囲内の平均入札率を最低制限価格としたが、最低制限価格が入札者により意図的に吊り上げられ、平均値が適正に反映されていないという懸念があり平成 23 年に見直しを行った。

・平成 23 年からは、入札額の合計値を 201 で割った余りを 100 で除した値に、最低制限価格率の

下限値を足したものと、最低制限価格率の範囲内の入札額の最高額の率とどちらか低い方を最低制限価格率とする見直しを行ったが、この制度の課題として、最低制限価格率の範囲内に 1 者でも入札者がいれば、範囲内より上では落札できないという状況を生み出し、結果的に最低制限価格率の範囲内に入札を誘導し、施工条件等様々な状況がある中、適正な価格競争を阻害している。

また、無理に低い価格で応札そして落札し、不適正な工事施工や下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化へつながる恐れがある等があったことから、平成 30 年、システムよりランダム係数を出したものを最低制限価格率とする方法とし、最低制限価格率の範囲より高くても落札の可能性がある現行の制度としている。

結果、ご指摘のような事が生じるが、入札参加者が合理的な判断をする中で、最低制限価格率の範囲内で受注できる見込みがあるという判断と、その中では施工が難しい、適正な見積価格として予定価格付近でしか受けられないという判断がある場合、どちらの合理的判断も受け入れられる制度と現在している。

(4) 農道三京白石原線道路改良工事

【委員】

落札率が高く、入札参加承認者数から実際に入札者が大きく減っている点の理由について

【事務局】

4 者の入札があったため、各業者への聞き取りは行っていないが、法面上部に機械掘削できない箇所を人力作業で計上しており、施工効率が悪いことや当該路線の交通量が多く、バスや大型車も頻繁に通行するため、交通誘導計画の策定が難しく辞退者が多くなったと考えている。

(5) グラバー園エスカレータ・トラベータ年次改修工事

【委員】

年次改修工事とのことであるが、毎年随契で実施しているのか。そうだとすれば、複数年度分をまとめて契約することで、コストダウンできる可能性はないのか。

【事務局】

工事の際に機器の精密点検や清掃等も行っており、点検の結果次第では、次年度以降の改修計画に反映する等の対応を行っている。また、観光施設を運用しながら工事を行うため、施設利用者へ配慮しながら短期間で工事を完了することを重視し、年次改修工事を単年度で随契により実施している。

【委員】

改修ということであるが、要は消耗品を替える等のメンテナンス工事。毎年本当に点検する必要があるのか。1 回見たら数年分の予定をある程度建てられると思う。概ねこれくらいの時にこの部品を替える必要があるという事は計画できる。2 年とか 3 年の計画を立て、まとめて契約する。支払いはその時々に行う。という事ができないのか。そうすることで全体として安くできないか。

【事務局】

前年度の点検によって、改修が変わる内容がある。トラベータは 10 年、エスカレータは 30 数年を超えており、突然止まったりする可能性もあり、毎年契約の内容を見直して契約している。

まとめて発注することで、金額が安くないのかという事だが、工事の内容は材料費等を積み上げ

て積算するもので、まとめることで事務効率が上がるというものではない。

また、業者にまとめて契約することで安くなるオプションがあるか尋ねてみたが、そういうものはないという事だった。そういうことから、金額的には変わらないのかなと考えている。

【委員】

市役所本庁舎のエレベータのメンテナンスはどうしているのか。

【事務局】

市役所本庁舎のメンテナンスについては、契約検査課の方に契約がまだあがってきてないので詳細についてはわからない

【委員】

機械部品は、交換時期が決まっているものが多い。そうすると、各部品の交換時期の計画が立てられて、それを複数年長期にわたって契約し、業者も長期でお金の入りが計画できるので、その分業者がディスカウントしてくれないかなと考える。

【委員】

債務負担行為で複数年契約はできるか。

【事務局】

債務負担は可能ではあるが、ただ不具合の箇所を改修工事で見つけ、次年度の工事に反映していくかたちで予算を計上している。

【委員】

複数年年度の契約で、業者も部品の調達等スムーズに運び、だいたい故障する箇所もわかっているのだから、また特に対応しなければならないところは、追加で増やし、補正をすれば、トータルでは安くなるのではという意見については、一つの方法として検討するように。

【委員】

この工事は、通常の保守点検も込みか。

【事務局】

グラバー園の指定管理者に通常の保守点検は入れており、大きな工事については、市の方で発注している。

【委員】

どうして、そういう非効率な事をしているのか。

保守点検に入るものと、年次改修工事に入るものの棲み分けはどうなっているのか。その辺がきちんと整理できれば、もう少しなんとかなると思う。

【事務局】

保守点検の中で、ある程度の部品の取替は行っているが、それ以外の大きなものは、長崎市が工事として発注している。

【委員】

保守点検をしている中で、毎年毎年そんな大きな工事が必要なのか。

【事務局】

トラベータが 10 年以上、エスカレータが 30 年以上経っており、オーバーホールをしなければならないが、一度に行うと長期間止める事になり、また大きな金額になるので、分散し毎年小分けして工事

をしている。

今年は手摺の交換をしたが、これは 10 年に一度ぐらいで行っている。完全に分解して交換しなければならないものは、日常点検では難しいので、完全に機械を止めて分解作業をしてもらうという事で工事を出している。

【委員】

年次改修工事は、何年間の事業か。

【事務局】

16 年の計画で、一周回って、もう一度やらないといけないような事業である。その都度計画を見直しながら、事業を進めている。

【委員】

そこでもう計画が決まっているが。

基本となる 16 年分の計画が決まっているので、そのとおり行かないにせよ、変更しながら工事を進められる。

【事務局】

基本となる 16 年の計画は決まっているが、劣化の状況によって先や後に回すので、そういう意味で見直しをかけている。

見直しをかけた中でやっていくので、どうしてもお金の問題で延ばしたりすることもあり、相談しながらやっている。

計画が固まっているというよりも、最初こういう形で決めておいて、その都度都度状況に応じて変えていっている。

【委員】

業者が決まってしまうので、どうしても業者が強くなる。そこを少しでも安くなるような検討をして頂ければというのが趣旨です。

【委員長】

今年度の報告書については、改めて次回協議をさせて頂く。

2 指名停止について

意見なし